

開成町告示第 19 号

開成町電動生ごみ処理機購入補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 3 月 25 日

開成町長 山 神 裕

開成町電動生ごみ処理機購入補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、ごみの減量化対策の一環として、一般家庭から排出される生ごみの減量化を図ることを目的として電動生ごみ処理機（以下「処理機」という。）を購入し、及び設置した者に対し、その購入費用の一部を補助することについて、開成町補助金等交付規則（昭和 62 年開成町規則第 3 号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、次に掲げる要件を備えた者とする。

- (1) 本町の住民基本台帳に記録されており、現に当該住所に居住している者であること。
- (2) 世帯全員が町税の滞納がないこと。
- (3) 世帯全員が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(補助の対象)

第 3 条 補助対象となる処理機は、店舗又はインターネット通販等で販売されている未使用のものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 電力を用いて、生ごみを微生物分解、加熱乾燥等の処理ができるもの
- (2) 設置方法及び使用方法等について十分な説明書が添付され、不明な点についての問い合わせ先が明示されているもの
- (3) 購入する処理機の領収書又は支払いの事実が確認できる書類が発行されるものであって、当該年度内に購入した新品のもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する処理機は、補助対象としない。

- (1) 単に生ごみを焼却するもの

- (2) 生ごみを粉砕し、水路又は下水道に排出するもの（ディスポーザー等）
 - (3) 中古品
 - (4) 転売品又はフリーマーケットアプリ等を活用した個人間売買のもの
 - (5) 自作のもの
 - (6) オーダーメイド品等、製品として一般に流通していないもの
 - (7) ふるさと納税の返礼品
- 3 補助対象台数は、1世帯につき1台とする。ただし、本補助金を活用して購入した処理機にあつては、購入後5年を経過して買い替える場合はこの限りでない。

（補助金の額等）

第4条 補助金の額は、処理機の購入価格（本体と一体的な機能を有し、稼働時に最低限度必要となる基本材及び消費税及び地方消費税の額を含む。）に5分の4を乗じて得た額とし、1世帯当たり30,000円を上限とする。

- 2 前項の購入価格には、次に掲げる費用は、含まないものとする。
 - (1) 送料、工賃、保証料、代引き手数料、振込手数料等の諸経費
 - (2) ポイント及びクーポン等による支払相当額
- 3 算出された補助金の額に100円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（補助金の申請）

第5条 申請者は、町長に対し、処理機を購入した年度の末日までに開成町電動生ごみ処理機購入補助金交付申請書兼請求書（第1号様式）に、次に掲げる書類を添えて申請しなければならない。ただし、町長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

- (1) 購入を証する領収書の写し
 - (2) 購入機種等が確認できる書類の写し
 - (3) 開封後の使用状況が確認できる写真
 - (4) 補助金を振り込む口座の情報が確認できる書類
 - (5) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類
- 2 前項の規定にかかわらず、電子申請により申請を行う場合は、町長が指定する専用のフォーム等への入力をもって、第1号様式の提出に代えることができる。
 - 3 町長は、予算の範囲内で前項の規定による申請の受付をするものとする。この場合において、申請の受付は、先着順とし、町長は、予算の額を超える申請があつた場合には、当該申請の受付を中止することができる。
 - 4 第1項の申請については、処理機を購入した日の属する年度の末日までに提出しなければならない。

(補助金の決定等)

第6条 町長は、前条第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否について、開成町電動生ごみ処理機購入補助金交付(不交付)決定通知書(第2号様式)により、申請者に通知するものとする。

(交付決定の取消し等)

第7条 町長は、補助金の交付決定後に申請者が次の各号のいずれかに該当することが判明したときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 提出書類に虚偽の事実を記載し、又は補助金の申請に関し、不正な行為があったとき。

2 町長は、前項の規定に基づき補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し既に補助金が交付されているときは、交付決定者に対し、期限を定めて当該補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(財産処分の制限)

第8条 補助金の交付を受けた者は、補助事業等により取得し、又は補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(補助金の返還)

第9条 町長は、申請者が偽りその他不正の手段により、この要綱による補助金の交付を受けたときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。

(設置者の義務)

第10条 補助金の交付決定を受けた者は、処理機を常に良好な状態で保持できるよう維持管理に努めなければならない。

(使用状況の調査)

第11条 町長は、補助金の交付目的を達成するために必要があると認めるときは、必要な限度において、使用状況を調査することができる。

2 補助金の交付決定を受けた者は、前項に規定する調査に協力しなければならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。